



平成 27 年 12 月 20 日 (日)  
日本ボーイスカウト静岡県連盟  
名誉会議議長 戸田 正明

## = 感謝・表彰規程の考え方 =

### 1. 都道府県連盟有功章・特別有功章について

日本連盟教育規程集 6 名譽会議規程 6-2 第 9 条の規程では

【県連盟特別有功章】

・日本におけるスカウト運動に対し、都道府県的に多年にわたり功績のあった者

【県連盟有功章】

・日本におけるスカウト運動に対し、都道府県的に多年にわたり功績のあった者

- 1) 日本連盟の指導では、「多年にわたり」の多年は最低 10 年を基本としている。
- 2) 県連盟特別有功章は、昭和 52 年に「かつこう章に相当する」功労章とし制定された。

### 2. 日本連盟功労章「きじ章」「たか章」「かつこう章」について

日本連盟教育規程集 6 名譽会議規程 6-2 第 5 条の規程では

【功労章「きじ章」】

・日本におけるスカウト運動に対し、多年にわたり特に功績顕著なる者

【功労章「たか章」】

・日本におけるスカウト運動に対し、全国的に或いは地方的に多年にわたり功績顕著なる者

【功労章「かつこう章」】

・日本におけるスカウト運動に対し、全国的に或いは地方的に多年にわたり功績のあった者

日本連盟指導では、

- 1) きじ章は、皇室をはじめ各国元首またはそれに準ずる方や国連盟のチーフスカウトを対象
- 2) たか章は、全国的に功績があった者を対象
- 3) かつこう章は、地方の指導、運営に功績のあった者を対象 地方は県
- 4) たか章はかつこう章受章後 10 年を越える奉仕が条件。日本連盟功労章の奉仕とは、前章受章後、教育規程に示す「役員」であることが要件となる。
- 5) 県連盟特別有功章は、かつこう章推薦するのステップと解釈している県連盟もある。
- 6) 県連盟特別有功章を受章した者へのかつこう章審査は、受章後 5 年以上、特別有功章受章時を上回る奉仕実績が求められている。このため特別有功章受章すると 5 年遅れが発生する。

### 3. 静岡県連盟表彰審査基準 (内規)

- 1) 県連盟有功章の規程年数は、指導者の役務により 7 年～9 年の奉仕で 27 歳以上としている。
- 2) 県連盟特別有功章は、有功章受章後満 8 年で 35 歳以上としている。

### 4. 奉仕年数の改訂

- 1) 県連盟有功章は、指導者の役務によらず満 10 年で 30 歳以上とする。
- 2) 県連盟特別有功章は、有効章受章後満 10 年で 40 歳以上とするが、かつこう章の基準に準拠する。

7+5